

令和8年

第1回忠岡町議会定例会会議録

第4日

令和8年3月25日

忠 岡 町 議 会

令和8年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第4日）

令和8年3月25日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀
主 事	兼田 雄飛

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより、会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長（前川 和也議長）

まずは、本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南議会事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和8年第1回忠岡町議会定例会議事日程（4日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第8号）)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第2 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）)

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第3 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）)

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第4 議案第 5号 忠岡町国民健康保険条例の制定について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第5 議案第 6号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第6 議案第 7号 忠岡町行政手続条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第7 議案第 8号 忠岡町介護保険条例の一部改正について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

- 日程第 8 議案第 9 号 忠岡町児童館条例及び忠岡町ふれあいホール条例の一部改正について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 日程第 9 議案第 10 号 忠岡町火災予防条例の一部改正について
(総務事業常任委員会委員長報告)
- 日程第10 議案第 11 号 令和 7 年度忠岡町一般会計補正予算(第 11 号)について
(総務事業常任委員会委員長報告)
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 日程第11 議案第 12 号 令和 7 年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 日程第12 議案第 13 号 令和 7 年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 日程第13 議案第 14 号 令和 8 年度忠岡町一般会計予算について
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 日程第14 議案第 15 号 令和 8 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 日程第15 議案第 16 号 令和 8 年度忠岡町介護保険特別会計予算について
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 日程第16 議案第 17 号 令和 8 年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 日程第17 議案第 18 号 令和 8 年度忠岡町下水道事業会計予算について
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 日程第18 議案第 19 号 令和 7 年度忠岡町一般会計補正予算(第 12 号)について
- 日程第19 議案第 20 号 令和 8 年度忠岡町一般会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第20 意見書第 1 号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の抜本的な拡充を求める意見書の提出について
- 日程第21 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第22 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長(前川 和也議長)

日程第 1、議案第 1 号から日程第 12 の議案第 13 号までの 12 件の議案についてを、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前川 和也議長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第１、議案第１号から日程第１２、議案第１３号までの１２件を一括議題といたします。

本件に関し、３月２日の本会議におきまして、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

まず初めに、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、河瀬成利議員。

委員長（河瀬 成利総務事業常任委員会委員長）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

３月２日の本会議において、本委員会に付託されました６件の案件については、３月４日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第４１条第１項の規定により報告いたします。

議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第９号））は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第３号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第１０号））は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答、賛成討論があり、全会一致で可決されました。

賛成討論としては、「温室効果ガスの削減の観点からも恒久的に取り組まれることを要望し賛成討論とする」との意見がありました。

議案第６号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、全会一致で可決されました。

議案第７号 忠岡町行政手続条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第１０号 忠岡町火災予防条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第１１号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第１１号）について、総務事業常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された６件の議案についての報告を終わります。

令和８年３月２５日、総務事業常任委員会委員長、河瀬成利。

以上です。

議長（前川 和也議長）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（前川 和也議長）

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、二家本英生議員。

委員長（二家本 英生福祉文教常任委員会委員長）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

３月２日の本会議において本委員会に付託されました７件の案件については、３月５日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第４１条第１項の規定により報告します。

議案第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第８号））は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第５号 忠岡町国民健康保険条例の制定については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第８号 忠岡町介護保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第９号 忠岡町児童館条例及び忠岡町ふれあいホール条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第１１号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第１１号）についての福祉文教常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第１２号 令和７年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明があり、全会一致で可決されました。

議案第１３号 令和７年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7件の議案について報告を終わります。

令和8年3月25日、福祉文教常任委員会委員長、二家本英生。

議長（前川 和也議長）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長（前川 和也議長）

それでは、日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第8号））の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第2、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第9号））の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第3、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第10号））の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第4、議案第5号 忠岡町国民健康保険条例の制定について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第5、議案第6号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第6、議案第7号 忠岡町行政手続条例の一部改正について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第7、議案第8号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第８号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第８、議案第９号 忠岡町児童館条例及び忠岡町ふれあいホール条例の一部改正について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第９号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第９号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第９、議案第１０号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第１０号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第１０号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第１０、議案第１１号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第１１号）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第１１号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第１１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第１１、議案第１２号 令和７年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第１２号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第１２号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第１２、議案第１３号 令和７年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第１３号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議がないものと認めます。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

日程第13、議案第14号から日程第17、議案第18号までの5件の議案についてを、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないと認めます。

よって、日程第13、議案第14号から日程第17、議案第18号までの5件を一括議題といたします。

議案第14号 令和8年度忠岡町一般会計予算について、議案第15号 令和8年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第16号 令和8年度忠岡町介護保険特別会計予算について、議案第17号 令和8年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第18号 令和8年度忠岡町下水道事業会計予算について、以上の5件は、去る3月2日第1回定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託し、審査がなされました。

ただいまより、河野委員長より、審査の結果報告を求めます。

委員長（河野 隆子予算審査特別委員会委員長）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野委員長。

委員長（河野 隆子予算審査特別委員会委員長）

議長のお許しを頂きまして、ただいまから予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和8年3月2日開会の第1回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました令和8年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算についての審査の経過及び結果について、会議規則第41条第1項の規定によりご報告申し上げます。

委員会は、3月16日、17日、19日の3日間にわたり、議案説明のため町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算について、慎重に審査を行いました。

出席委員は、尾崎孝子委員、今奈良幸子委員、北村孝委員、田辺みき委員、二家本英生委員、そして私、河野隆子と、オブザーバーとして前川和也議長出席の下、審査を行いました。

各会計の予算高は、既に議員各位に配布されています予算書のとおりであります。

まず、経営戦略課より令和8年度の当初予算の特徴について説明がありました。

令和8年度一般会計当初予算（案）は、前年度当初比2.7%増の83億6,003万円になるとのことです。

一般会計当初予算の歳入でございますが、主要な項目を挙げますと、町税は、前年度比0.4%増の24億4,665万2,000円の見込みとことです。地方消費税交付金は前年度比7.5%増の4億7,300万円の見込み、地方交付税については前年度比3.2%増の22億6,100万円の見込み、国庫支出金については前年度比15.0%増の11億3,400万1,000円の見込み、府支出金については前年度比5.9%増の7億5,981万6,000円の見込み、繰入金については前年度比41.2%増の3億9,519万7,000円の見込みとことです。町債については前年度比78.9%減の4,540万円の見込みとことです。

一方、歳出においては、主要な項目を挙げますと、議会費が前年度比12.5%増の1億550万9,000円、総務費が前年度比5.0%減の13億1,435万5,000円、民生費が前年度比8.9%増の35億5,506万5,000円、衛生費が前年度比0.8%減の7億8,751万4,000円、労働費が前年度比1.6%減の165万8,000円、農林水産業費が前年度比3.5%増の2,348万8,000円、商工費が前年度比13.2%減の3,233万2,000円、土木費が前年度比2.8%増の7億5,519万3,000円、消防費が前年度比3.4%減の3億9,238万2,000円、教育費が前年度比3.0%減の6億8,431万円と、費目によって増減はあるものの、トータルでは増加しております。

性質別においては、人件費が前年度比8.6%増の19億6,246万1,000円の見込み、扶助費が前年度比12.9%増の19億3,350万4,000円の見込み、公債費が前年度比1.5%増の6億9,822万4,000円の見込み、物件費が前年度比2.3%増の17億3,512万5,000円の見込みとことです。

補助費等は前年度比8.1%減の7億5,849万7,000円の見込み、積立金は前年度比20.9%減の1億4,478万1,000円の見込み、繰出金は前年度比0.4%増の8億8,202万7,000円の見込みとことです。

普通建設事業費については、前年度比52.2%減の1億92万4,000円の見込みとことです。これは、町営住宅耐震シェルター設置事業や自動火災報知設備更新事業などが増となる一方で、高規格救急車購入事業、東区ふれあい広場整備事業やシビックセンター改修事業の減などによるものでございます。

また、財政収支見通しでは、令和7年度の見込みについては、この3月補正見込みも含めた最終現計予算としており、2.0億円の収支不足となっております。

令和8年度については、税関連交付金、地方特例交付金や地方交付税などが増となる見

込みとしているものの、歳出において、児童発達支援事業費や介護給付・訓練等給付費などの扶助費や職員給与や退職手当などの人件費の増加、物価高騰による各経費の増加などにより、財源不足が3.8億円となっております。

令和9年度以降については、令和8年度の当初予算を発射台として、各推計条件に基づき見込んでいることから、収支不足が発生しており、不足分は財政調整基金を繰り入れて、収支調整する見込みとなっております。令和9年度以降は現時点で大規模な公共事業も見込めていないことから、緩やかに収支改善していく見込みとなっておりますが、大規模な公共事業が計画に入ってきた場合、悪化することとなります。

各会計予算の説明後、各委員から質疑応答や、これから町政……。

議長（前川 和也議長）

暫時休憩いたします。

（「午前10時32分」休憩）

議長（前川 和也議長）

会議を再開いたします。

（「午前11時20分」再開）

（河野隆子議員退席）

議長（前川 和也議長）

予算審査特別委員会の委員長報告の続きから、4ページ目の上から7行目ですね。「各会計予算の」というところからの続きから行いたいと思いますが、諸般の事情により河野委員長が退席されましたので、予算審査特別委員会副委員長の尾崎委員より委員長報告の続きをしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

副委員長（尾崎 孝子予算審査特別委員会副委員長）

はい。

議長（前川 和也議長）

尾崎委員。

副委員長（尾崎 孝子予算審査特別委員会副委員長）

では、読ませていただきます。

各会計予算の説明後、各委員から質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の経過など詳しい内容につきましては、委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

それでは、討論で各委員から出されました意見と要望であります。

まず、田辺みき委員の意見を述べます。

令和8年度予算案について意見を申し上げます。

第2次高市政権が発足いたしましたして、2月26日には勃発したイランへのアメリカ軍とイスラエル軍の攻撃に伴い、戦闘が続く、ホルムズ海峡が事実上封鎖され、日本の関連船舶46隻がペルシャ湾に取り残されており、石油タンカーが航行できないでいる報道がなされています。

早速、ガソリン代も高騰しています。現在、石油1バレル200ドルで、攻撃前1バレル60ドルの3倍ほどに膨れ上がっています。政府は石油備蓄分の放出を決めましたが、このまま石油が入ってこなくなれば、石油関連にも影響が大きく及びます。食料品の消費税減税の公約が果たされるのか、望まれるところですが、食料品のみ減税しても対策にならないのではないか、大変危ぶまれます。長期化しても耐えられるように慎重な判断が重要です。

昨日、訪米された高市首相とトランプ大統領との会談により、今後の世界の中の日本としてのあるべき姿に向けて決断していくことになるのだと考えます。

我が町、忠岡町も、国の今後の動向を見据えて、町民の安心、安全、持続可能性ある方向に向けて進めなくてはなりません。

令和8年度当初予算額は、一般会計83億6,003万円、国民健康保険事業勘定特別会計17億8,609万9,000円、介護保険特別会計18億7,477万8,000円、後期高齢者医療特別会計6億1,528万8,000円、下水道事業会計15億332万7,000円、合計141億3,952万2,000円。平成9年度に庁舎を建設したときに次ぐ過去2番目に膨れ上がった予算との説明でありました。

令和8年度施政方針の1番目にもある子育てしやすいまちとして、子ども医療費、児童手当の助成、対策の拡充など、児童措置費の増に充てられていました。また、障害福祉関連給付費、65歳以上人口の増加に伴う介護給付費、施設型給付費等に係る処遇改善等の加算などの少子高齢化に対応した施策に基づき、社会保障経費が毎年1億円ずつ右肩上がりで増えていました。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援として、2つの新事業であるファミリーサポートセンター、乳児等通園支援事業も加わり、町民協働、連携がよりできやすくなっていることにより、文字どおり子育てがしやすいまちづくりに向けて、手厚い予算が充てられていました。

学校教育が充実したまちとして、教育環境の整備のための事業では、町立小学校・中学校のLED照明設置事業や老朽化している忠岡小学校遊具更新等事業等の新事業に予算が充てられ、年々増加傾向である不登校児童・生徒に対する相談支援のための校内拠点としての居場所づくり、学習支援、従前から課題として挙がっていた部活動支援員配置事業も予算化され、具体的には大学からの派遣を考えておられるとのことでした。

2市1町広域連携により羽衣国際大学からの派遣はどうかとの意見も委員会では他の委員より出されていて、それについても前向きに検討していくとのことでした。

また、福祉医療においては、基幹相談支援センターが忠岡町社会福祉協議会に業務委託されるとのことで、事業所間の連携強化や困難事例の課題解決、地域課題の解決、現場の職員に対するケアについてもなされるとのことで、充実を図っていただきたいと思います。

特筆すべきは、短期集中予防サービス通所C型事業が新しく予算化され、高齢者の加齢に伴う筋力低下、社会とのつながりの希薄化、それに伴う意欲低下を改善するためのリハビリ専門家による指導により筋力、体力の向上を図り、フレイルの解消を目指す健康寿命の延伸に向けた取組により、医療費、介護費等の削減、抑制につながる一助になることを期待いたします。

新事業のエンディングノート作成事業では、終活に取り組む町民支援として、「忠岡町版エンディングノート」を希望者に配布するとのことで、重要な取組であると思わせていただきました。

町民の暮らしにおいて、インフラの整備は、計画的に着実に進めていっていただくべき重要な事業で、次年度は大阪府耐震改修促進計画の見直しが予定されていることを踏まえて、忠岡町においては耐震改修促進計画改訂事業と雨水ポンプ場耐震補強事業が予算化され、防災・減災のための取組をしっかりと行っていただきたいと思います。

また、新しい事業として町営住宅改修等推進事業として、築70年以上経過して老朽化し、耐震性のない町営住宅に住まわれる現入居者の安全確保が急がれ、借り上げ住宅への移転や家屋の一室に耐震シェルターの設置を実施するもので、ご本人や家族への丁寧な聞き取り、説明を重ねておられることが分かりました。

住み慣れた町で、安心して生活したい住民のお考えも聞かせていただく中で、行政側の取組について安心させていただきました。

全体として、人件費の増加、物価高による各経費の増加、社会保険料の増加を数字として見まして、重く目の当たりにせざるを得ませんでした。冒頭にもお話しさせていただきましたとおり、時々刻々と日本を取り巻く情勢は変化し、国の施策も変更を余儀なくされることもあり得るかもしれません。忠岡町として節約すべきところを明確にして、無償化とは言えれば税金化ということでもありますので、将来への借金を膨らますことはできるだけ避けて、堅実に進めていっていただきたいと思います。

また、課題として、生活保護受給者に対しても、いま一度精査することにより不必要な方を見極めていくなど、自立へと導いていく、促していくような姿勢も必要であると思わせていただいています。

また、忠岡町庁舎、文化会館など、大切な指定避難所でもあるところが、まだ長期間改修工事もなされていないということで、財政調整基金が減る見込みである見通しもお聞きしましたが、なるべく、できるだけ無駄を排して、私たちが持続可能性を持って安心・安全に暮らしていけるように、これからも町政、頑張っていっていただきたいと思います。

それを強く願い、予算案に賛成の意思を申し上げて、終わります。

続いて、今奈良幸子委員の意見を述べます。

令和８年度の各予算案に対しての我が会派の意見を申し上げます。

一般会計、各特別会計並びに下水道事業会計の予算案について、全て賛成をいたします。

理由としましては、協定に基づき公民連携ごみ処理事業を着実に推進する予算が計上されていること、子育て支援に関する施策が多数盛り込まれていることに加え、予算書を見る限り前町長時代からの予算とほぼ変わりなく、町営住宅への取組をはじめ基金の運用など、是枝町長が就任されるより前に計画されていた多くの事業が着実に実施し、もしくは実施されていることに安堵しているためであります。ただ、単に安堵で終わるだけでなく、留意すべき点については申し上げたいと思います。

まず、１点目、行財政改革です。今回、過去最大に近い予算編成額であります。大きなウェイトを占める人件費と扶助費について、引き続き注視しなければなりません。消防も含め、職員のマンパワーについて、今回も質疑応答の中でありました。

D Xの専門職員を配置するとのことですが、D X化の推進や今いる職員さんの育成により業務の効率化を図り、また今月より閉庁時間が早まりましたが、単に閉庁の時間を早めただけで終わらないよう、チームワークの強化で既存戦力の充実化を図り、職員の体制も属人化とならないように業務を効果的に執行できる体制づくりを求めます。

また、稼ぐ視点についてです。なかなか難しいとの答弁が、つい先ほどの総括でもございましたが、ふるさと納税の強化や公用車への広告、ネットバナーの広告、封筒への広告などについても、こつこつとではあります。取組を求めます。

次に公民連携です。公民連携事業の１つであるごみ処理中継施設が本格稼働しています。７年度に引き続き８年度も協定に基づき着実に実施されること。ほかの分野においても、民間企業、団体、そして大学の知恵や力をフル活用し、新たな価値の創造や行政だけではできない取組をすること。

次に、広域連携です。人口減少が想定以上の早さで進んでいます。行政課題が複雑化する中、本町単独で果たすよりも複数の自治体で共同処理をしたほうが効果的な施策はたくさんあるはずです。２市１町広域連携をはじめ、先日発足した南大阪創生首長会議を有効に活用してください。

ただ、ごみ処理においては、広域より公民連携を推進すべきであると、念のため申し添えておきます。

最後に、町民との協働です。地方の自立性・独創性が求められています。そのためには町民と一緒にまちづくりを行っていくという観点、子どもから大人まで町民皆さんに主権者としてまちづくりに参画してもらうという観点を持ち、町民とともに地域の課題解決に取り組むべきであります。

新事業としてファミサポがスタートしますが、行政だけでなく、町民の力を大いにお借りして、忠岡の未来をつくっていくべきです。

協働に関連することではありますが、町民や町内各団体への各種補助金・交付金について、補助・交付をただけで終わらせてはなりません。ともにより良い制度ができるよう連携を密にとり、活動実態や社会のニーズに応じた補助、交付の在り方を追い求めていたきたいと思います

つい先日、総合計画の中間見直しがなされましたけれども、スローガンとして「つながる つどう 人を育む」とあります。地域の担い手を育成しつつ、住民との協働、共創をもって忠岡のまちづくりに取り組むべきです。

以上が指摘、要望でございます。

公約を守ること、これは確かに大事であることは、私も政治に身を置く端くれとして重々に理解しております。しかし、それにあまりにもとらわれるがあまり思考の柔軟性を失い、本当の住民の幸福を見失うようなことがあってはいけません。その意味でも今回の予算案には町長のカラーが色濃く反映されておらず、むしろ現実路線に寄せて行っているとも取れる予算案であり、町長選挙の多くの公約に異議を唱える我々のスタンスとして、今回は認めることといたします

先ほどの総括質疑時における町長の財政調整基金への認識も、町長選挙時と比べると変節を感じ、これからの説明が求められ、私どもとしましても議会側から行政の執行を厳しくチェックしていくことを申し上げ、当会派の意見といたします。

続いて、北村 孝委員の意見を述べます。

令和8年度忠岡町一般会計及び各特別会計当初予算について、公明党の意見を申し上げます。

初めに、米国、イスラエルによるイランへの軍事作戦に伴う混乱が拡大している現在、高市首相は本日19日に日米首脳会談が予定されており、総理は対話による解決へ主導的な役割を果たしてほしい。

イラン情勢により原油価格が高騰する中、物価高騰対策は喫緊の課題である。忠岡町においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての事業、地域振興券交付事業、対象者1人につき5,000円給付、省エネ製品買換え促進事業、水道料金の基本料金減免、国と都道府県の折半とした交付税も活用しての学校給食費無償化を実施。このような状況下での是枝町長としての令和8年度の町長就任後初めての予算編成である。

予算額については、一般会計、各特別会計、下水道会計を合計すると141億3,952万2,000円となる。前年度比2.6%増の新年度予算である。

町政運営の基本的な考え方の施政方針を見るに当たり、町長が議員時に反対の立場であった令和7年度の前町長の施政方針と、さほど変わらない中身である。

さきの一般質問での答弁で、施政方針は基本的な考え方であり、今後1年をかけて方向

性、施策を提案してまいりたいとの発言があったように思います。今後も提案される議案については我が党としては是々非々の立場で臨んでまいりたい。

そこで、本予算について、これまで我が党が要望、提案してきた政策や事業の継続、新年度における施策では、これまで訴えてきた学校給食費無償化に向けての町外の学校に通学されている児童・生徒も対象、不登校や重いアレルギー対策などで給食が食べられない児童への配慮をされたこと、加齢性難聴補聴器購入費用助成事業の対象者拡充、新規の生理用品設置事業、エンディングノート作成事業等の取組を評価し、本予算に賛成をいたします。

最後に、住民に迎合するのではなく、言ったことについては責任を持っていただきたい。町があつての住民ではなく、住民あつての町であることを申し上げて、重ねてではありますが、本予算に賛成をいたします。

続いて、二家本英生委員の意見を述べます。

忠岡町2026年度の予算案について、日本共産党の意見を申し上げます。

まず、アメリカとイスラエルがイランに対する大規模な攻撃を開始したことは、国連憲章と国際法を乱暴にじゅうりんする無法な先制攻撃であり、断固抗議するものです。

イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、軍事的エスカレーションを引き起こす事態は絶対に阻止しなければなりません。

アメリカ、トランプ大統領らの蛮行を直ちにやめさせ、外交的な解決を図らなければなりません。イラン情勢を受けた原油価格の高騰などの国内への影響は甚大であり、日本政府は両国に攻撃中止を求めることこそ事態の根本解決につながります。

現在、トランプ政権はGDP比5%へのさらなる軍事費拡大の圧力をかけており、さらなる軍拡増税が懸念される事態です。軍事費の財源と明示して国民負担の増税が初めて実施されたことは、軍拡財源を赤字国債と庶民増税に依存し戦争を拡大させた戦前のような軍事国家への危険が増したと言えます。その上、「危機管理投資・成長投資」の名で巨額の大企業支援も盛り込んでいます。

2026年は高市首相による異例の冒頭解散で幕を開けました。このようなタイミングで総選挙となったため、2026年度予算編成は、十分な審議時間が確保されない状況となっています。

長引く物価高騰から国民の暮らしを守るには不十分ですが、「総合経済対策」の住民向けの施策の中で、物価高のもとで子育て世帯の生活を支援するとして、子ども1人当たり2万円を給付する「子育て応援手当」を計上されています。

電気・ガス代への支援は、1月から3月の間実施されており、政府は3か月間で標準的な家庭で7,000円程度の値引きになると述べています。

高額医療費の見直しが再び盛り込まれました。新しい案では多数回該当の上限は据え置き、低所得世帯の一部は引下げとなりましたが、月ごとの上限額はどの所得層でも引上げ

となり、最大で37.7%増となり、医療にかかるのを戸惑われる人も出てきます。

地方税の収入見込額は47兆8,185億円、前年度比2兆3,692億円増で、大きく伸びており、25年度に続いて過去最高を更新する見込みです。

このような状況の中、是枝町長が就任して初めての予算編成となる令和8年度予算であります。忠岡町においても少子高齢化が続き、若い世代の人口流出もあり、人口の減少が進んでいます。これからの忠岡町を担う若い世代が本町にとどまり、住み続けてもらえるような子育て支援の充実をはじめ、防災に強いまちづくり、人権が尊重されている予算となっているかを審議しました。

子育て支援策の充実として、継続した事業である0歳から2歳の第2子の保育料の無償化、町内のこども園に在園している3歳から5歳までの子どもたちの給食費無償化が実施されています。

また、新規事業として、子育ての手助けとしてファミリーサポートセンター事業、こども誰でも通園制度事業や全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行うこども家庭センター、（通称：忠岡こどもスマイルセンター）の設置など、充実されています。

また、当初予算ですが、就学後の支援として、国の施策にはなりますが、給食費負担軽減交付金を活用し、町立小学校の給食費の助成が実施されます。

今後の補正予算で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町立小学校の給食費無償化、そして私立の小学校等の給食費についても無償化が予定されています。

学校施設においては、各教室にLED照明の設置、屋内運動場の空調設置、忠岡小学校の遊具の更新などの充実が図られる予算となっています。

また、東忠岡小学校・忠岡中学校には、校内教育支援センターに支援員を配置し、日常的に不登校傾向にある児童・生徒に対し、学校内での学習拠点を設置するとともに、スクールカウンセラーの設置回数も拡充されました。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を図り、学校内で安心して学習する場所や相談支援体制の充実が図られています。また、学校外にある適応指導教室も児童・生徒の居場所づくりとして継続されます。

忠岡中学校では、部活動指導員を配置し、教員・生徒が希望する種目等の部活動を一定期間維持することができると同時に、教員の負担軽減が図られます。

子育て支援策の充実が見られる予算となっています。

近年の気候変動により豪雨災害や南海トラフ巨大地震などの自然災害は、いつ発生してもおかしくない状況であり、防災・減災対策は早急な対策が求められます。

災害時の人命を守ることは大事です。また、避難時の人権を守るために、避難生活における環境改善も重要です。避難生活における環境改善については、令和7年度に給水車や

簡易シャワー設備、手洗いスタンドなどが購入されました。

また、令和8年度の予算では、耐震改修促進計画改訂事業、災害時、自力で避難することが困難な高齢者、障がい者などに対し、優先度の高い方から個別避難計画の作成が必要です。作成促進のため、計画作成に協力する福祉事業者に対しての報償費が含まれています。

また、ジェンダー平等及び女性のウェルビーイングの向上を目的として、今年度、試験的に役場庁舎トイレに生理用品を無償で使えるように設置しておりましたが、新年度予算で正式導入されることとなり、文化会館にも設置予定とのことです。女性の基本的人権を守るための重要な取組となります。

高齢者施策では、昨年度、高齢期の難聴に閉じ籠もりを予防し、高齢者の積極的な社会参加を促し、健康増進に資することを目的に、補聴器の購入補助制度が設けられました。新年度では対象者の拡充が予定されております。

障がい者施策では、現在、総合的な相談業務を役場窓口で対応していましたが、より専門的な対応を図るため、基幹相談支援センターを委託業務とし、地域の連携強化及び困難課題の解決を行うなど、障がい者福祉の向上が図られます。

高齢者単身・非課税世帯及びひとり親世帯への水道基本料金の減免などは、新年度でも継続されます。

基本協定が議会で議決されて、公民連携協定によって進められているごみ処理事業ですが、私たちは環境保全の立場から、産廃焼却施設の誘致ではなく、広域処理の方向に転換することを求めています。町長は、広域処理の可能性をより深く行っていくと表明されています。ぜひ、その努力をお願いいたします。

国民健康保険事業勘定特別会計について、大阪府は令和6年度に全国に先駆け統一保険料となりました。保険料は全国トップクラスの高さです。国民健康保険の加入者は、他の医療保険に加入されていない方を被保険者としている性質上、被保険者の平均所得水準が低くなる一方、年齢構成が高く、医療費水準も高いため、保険料の負担感が高くなるという構造上の課題があります。将来に向けて持続可能な制度設計とはいえ、財政安定化の基金は約176億円となっております。物価高騰が続く近年、保険料まで高くなると、ふだんの生活の大きな負担となります。

各市町村の担当者からも、国民健康保険料は高いので抑制してほしいとの意見も出ています。しかし、現状の制度では、引下げ、またはそれに代わる施策すらペナルティーの対象となります。町長は、国や大阪府に対して、高過ぎる国保料の抑制について粘り強く訴えると答弁しました。私たち議員も同じように国保料の引下げのために力を合わせましょう。

介護保険特別会計では、短期集中予防サービス通所C型事業を取り入れ、リハビリ専門家による指導で筋力及び体力の向上、フレイルの解消を目指す予算が組まれています。医

療費抑制にもつながる事業であり、予防介護や健康寿命を延ばす取組として期待します。

また、税制改革の影響を受ける方の保険料についても、対応を検討すると答弁がありました。

後期高齢者医療特別会計では、新年度は保険料の改正となりますが、所得割は減少しましたが、均等割額の増額の影響で、1人当たりの平均保険料は10万8,119円となり、13%もの値上がりです。大幅な保険料の値上がりは、高齢者には負担が重くなります。町長は、国保料同様に保険料の抑制のために訴えたとの答弁がありました。

下水道事業会計では、昨年度の予算委員会でも答弁がありましたが、料金引下げに向け検討が続いていることが確認されました。物価高が続く状況の中、少しでも負担軽減を図れるように期待しております。

新年度の予算については、物価高騰の折、人件費の増加、社会保障費などの扶助費の増加もあり、予算編成については大変ご苦労されたと思います。

その中で、予算編成の基本的な考え方として、「10年後、20年後の町の将来を見据えた予算編成」として、子育て支援、教育施策の充実、迫りくる災害から人命を守る施策、人権に関わりある施策など、福祉の向上を目指す姿勢が見られます。また、タウンミーティングなどの開催を通じ、住民の声を生かす町政も評価できます。

よって、一般会計予算、国民健康保険事業勘定特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、下水道事業会計予算、全ての予算案に賛成いたします。

また、尾崎孝子副委員長の意見は今奈良委員と同様とのことです。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、令和8年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算について、全会一致をもって、原案のとおり「可決すべき」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間、多岐にわたり質疑が展開され、多くの要望、厳しい指摘も出されました。

今後、理事者におかれましては、指摘事項等を踏まえ、引き続き、財政健全化に向けてより一層取組を強められるとともに、住民サービスの向上にも鋭意努力を傾注されますことを、併せて強く要望いたしまして、予算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和8年3月25日、予算審査特別委員会委員長、河野隆子。代読、副委員長、尾崎孝子。以上です。

議長（前川 和也議長）

報告は以上のとおりでございました。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案１件ごとに討論及び採決を行います。

議長（前川 和也議長）

それでは、日程第１３ 議案第１４号 令和８年度忠岡町一般会計予算について、討論を行います。討論はございませんか。

（「あり」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論をお受けいたします。まずは反対討論からよろしくお願いいたします。

７番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

７番（森野 良一議員）

令和８年度予算案、反対意見を述べさせていただきます。

令和８年度施政方針を見ても、前町長のときとほぼ同じ内容であり、町長選挙公約が一つも計上されていない。これは町民との約束をほごにすることになる。町長自身の意思のない全ての予算案には反対いたします。以上です。

議長（前川 和也議長）

続いて、賛成討論はいかがでしょうか。

６番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

６番（高迫 照子議員）

２０２６年度忠岡町予算案に対して、共産党の意見を申し上げます。

今、世界情勢ではウクライナ、ロシアの戦争に始まって、ガザ地区での紛争、最近ではアメリカとイスラエルがイランを先制攻撃している戦争で、罪のない子どもや民間人がたくさん犠牲になっていることに大変心が痛みます。一刻も早い停戦を求めます。

また、この戦争の影響で原油高になり、ガソリン、エネルギー、生活用品に大きな影響が出ており、円安による物価高とあわせて国民の暮らしは大変です。そうした下で編成された本町の予算が全会一致で採択されたことは、先ほどの委員長報告で明らかにされました。

新年度の予算編成は、人命と人権に関わること、子どもや教育に関わることなど、住民に寄り添った予算になっています。これから日本一小さなこの町をどうやって活性化させ

ていくのか、どんな町にしていくのかも含めて意見が出されました。

全国と同じように、この町も少子高齢化が続き、若い世代の人口流出があり、人口減少が進んでいます。そんな中で、子育て世代に住み続けてもらえるような子育て支援の施策が提案されました。

新規事業としてファミリーサポートセンター事業、こども誰でも通園制度、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な相談支援を行う子ども家庭センター、通称スマイルセンターが設置されます。

また、国の給食費負担軽減交付金を活用し、町立小学校の助成が実施されます。学校施設においては、LED照明の設置、屋内運動場の空調設置工事、忠岡小学校の遊具の更新、また校内教育支援センターに支援員を配置し、不登校傾向にある児童・生徒に対し、校内での学習拠点を設置するとともに、スクールカウンセラーの拡充、回数の拡充、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を図り、安心して学習する場所や相談支援体制の充実が図られます。

中学校の部活動指導員を配置し、教員の負担軽減が図られ、子どもたちが過ごす学校の教育環境を整えるなど、子育て支援の充実が見られます。

次に、防災減災の分野でも、災害時の人命や人権を守るための施策が考えられています。耐震改修促進計画改定事業や自力で避難することが困難な高齢者、障がい者などに対して、優先度が高い方から個別避難計画策定の促進に協力する福祉事業に対しても、事業者に対して報償費も組まれています。

障害対策では、より専門的な相談ができる基幹センターを新設。

ジェンダー問題についても一歩進みました。役場庁舎内や文化会館のトイレに生理用品が設置され、これは女性の基本的人権を守るための重要な取組です。

高齢者の問題では、補聴器の購入補助制度の対象者が課税世帯の方にも拡充され、本当にありがたいです。

ごみ処理では、日々の町民のごみ処理の予算は必要な経費です。町長は広域化の可能性を追求、調査をしていくと言われています。

国民健康保険事業勘定特別会計について、大阪府は全国に先駆けて統一保険料となるトップクラスの高さです。しかし、現状の制度では引下げ、またはそれに代わる施策すらペナルティーの対象となるので、町長は国や大阪府に対して高過ぎる国保料の抑制について粘り強く訴えると答弁がありました。

介護保険特別会計では、短期集中予防サービス通所C型事業を取り入れ、リハビリ専門家による指導で筋力及び体力の向上、フレイル解消を目指す取組となっています。これから高齢者が増えていくので、介護予防は重要な事業と思います。

新年度予算については、物価高騰の折、人件費、委託料の増加、社会保障費など扶助費の増加もあり、様々な配慮をされたと思います。タウンミーティングなどの開催を通じ、

住民の声に耳を傾ける町政を今後もしていただきたいと思います。

以上を踏まえ、２０２６年度の一般会計、特別会計、下水道事業会計の予算に日本共産党は賛成いたします。

議長（前川 和也議長）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１４号を起立により採決を行います。本件について委員長の報告は原案可決でありました。議案第１４号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。よって、議案第１４号は、委員長報告のとおり可決されました。

１２時を回っておりますが、このまま続行したいと思います。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第１４ 議案第１５号 令和８年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第１５号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ありと認めます。よって、議案第１５号を起立により採決を行います

議案第１５号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。

よって、議案第１５号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第１５ 議案第１６号 令和８年度忠岡町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第１６号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ありと認めます。よって、議案第１６号を起立により採決します。

議案第１６号について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。よって、議案第１６号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第１６ 議案第１７号 令和８年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第１７号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ありと認めます。よって、議案第１７号を起立により採決します。

議案第１７号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。よって、議案第１７号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第１７、議案第１８号 令和８年度忠岡町下水道事業会計予算について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第１８号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ありと認めます。よって、議案第１８号を起立により採決を行います。

議案第１８号について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。よって、議案第１８号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

日程第１８ 議案第１９号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第１２号）についてを、議題といたします。

議長（前川 和也議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第１９号、令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第１２号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は２００万円の追加で、これを補正することにより、予算総額は９１億３，２６４万２，０００円となります。

歳入につきましては、第１４款 国庫支出金で児童発達支援事業負担金の計上、第１５款 府支出金で児童発達支援事業負担金の計上。第１８款 繰入金で財政調整基金繰入金の減額。第２０款 諸収入で子どものための教育・保育給付費負担金（国過年度分）の計

上、子どものための教育・保育給付費負担金（府過年度分）の計上、障害者自立支援給付費負担金（国過年度分）の計上。

歳出につきましては、第3款 民生費で児童発達支援事業費の計上であります。

次に、繰越明許費につきましては、総務費においてシビックセンター改修事業2,827万円、統合行政システム（住民記録）改修業務委託115万5,000円、避難所環境改善整備事業2,513万5,000円、大阪府衛星無線（第3世代）等再整備事業712万4,000円、戸籍情報システム改修業務委託184万8,000円、民生費において物価高対応子育て応援手当支給事業631万8,000円、消防費において大阪府衛星無線（第3世代）等再整備事業416万7,000円、教育費において町立小学校屋内運動場空調設備設置事業1億6,131万5,000円、町立中学校屋内運動場空調設備設置事業8,649万3,000円について、年度内に完了を見ないため、それぞれ翌年度に繰り越すものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、議案第19号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第12号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

日程第19 議案第20号 令和8年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

議長（前川 和也議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第20号、令和8年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は6,787万1,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は84億2,790万1,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上、特別支援教育就学奨励費補助金の減額、第18款 繰入金で財政調整基金繰入金の減額、第20款 諸収入で中学校生徒給食費（要保護分）負担金の計上、中学校教員等給食費負担金の計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で水道料金減免に係る負担金の計上、戸籍住民基本台帳費にかかる財源更正、第10款 教育費で小学校費に係る財源更正、中学校費に係る給食費の減額、学校給食材料費の計上、学校給食費支援補助金の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前川 和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略

してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前川 和也議長)

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「あります」の声あり)

議長(前川 和也議長)

では、討論をお受けいたします。まずは反対討論からお願いいたします。

7 番(森野 良一議員)

議長。

議長(前川 和也議長)

森野議員。

7 番(森野 良一議員)

先ほどの本予算に対しましても反対の意思を示しておりますので、この令和8年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)についても反対いたします。

以上でございます。

議長(前川 和也議長)

続いて、賛成の討論はございませんか。

11 番(二家本 英生議員)

議長。

議長(前川 和也議長)

二家本議員。

11 番(二家本 英生議員)

令和8年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)について、賛成の立場で討論を行います。

この補正予算には中学校の給食費無償化、これは国の臨時交付金を使った事業になります。中学校の給食費の無償化ということは、大変保護者の方にも喜ばれる施策であります。また、物価高騰の対策としても必要な予算だと思います。

あと、それ以外にも水道料金の減免に係る負担金、これ6か月分、水道料金の基本料金が無償になるということなので、これも大変よい施策だと思います。

それと、小学校の小学校費においてですけども、こちらも国の臨時特別交付金を活用して、一般財源のほうから国の出資金のほうに財源更正をするということで、一般財源のこちらにも削減にもなりますので、この予算が通らなかつたら忠岡町の一般財源も減っていく

ということですので、この予算については住民のためになっているという予算なので賛成いたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に討論はございませんか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

これで討論を終わります。

議長（前川 和也議長）

これより議案第20号を起立により採決いたします。

議案第20号について賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

日程第20 意見書第1号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の抜本的な拡充を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（前川 和也議長）

提案者の趣旨説明を求めます。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

この意見書をもって趣旨説明とさせていただきます。

最低賃金の引き上げと中小企業支援策の抜本的な拡充を求める意見書。

物価高騰が国民、大阪府民の生活を圧迫し、中小企業に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。とりわけ最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約社員など非正規雇用やフリーランスなどの労働者の生活は深刻である。2025年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,226円、大阪では1,177円、最も低い県では1,023円にすぎない。毎日8時間働いても月15.3万円から18.3万円であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を確保することはできない。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、最低賃金の抜本的改善等により賃金引き上げの動きを加速させ、国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。

現在、政府は最低賃金の目標を示しておらず、改めて政府としての目標を示して取り組むことが求められている。

また、現行法では、「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮して最低賃金額を決めるとされており、最低賃金額が低い地域ほど、それまでの支払能力や冷え込んだ経済状況をもとに最低賃金額が決められ、新たに決定される最低賃金も低いままとなる。最低賃金の地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことが喫緊の課題になっている。

同時に、昨年の企業倒産の7割以上を小規模事業者が占めていることが示すように、多くの中小企業が物価高騰の下で賃金を上げたくても上げられず、慢性的な人手不足に苦しんでいる。賃上げ実現のためには、中小企業への賃上げ支援を抜本的に強化することが不可欠である。

よって政府及び国会は、下記の事項を速やかに実施することを求める。

記

1. 最低賃金を直ちに全国で時給1,700円以上を目指すこと。
2. 最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
3. 中小企業の賃上げへの支援策を抜本的に拡充・強化すること。

以上です。議員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりでした。

これよりご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありますか。

（「あり」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論をお受けいたします。まずは反対討論からよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

最低賃金の引き上げと中小企業支援策の抜本的な拡充を求める意見書に対して、反対の立場から意見を述べます。

まず、最低賃金を1,700円以上に上げるということですが、最低賃金の大幅な引上げは中小企業の経営において人件費の急激な増加を招きます。売上げや利益が安定しない中で人件費だけが上がると、事業継続が困難になります。廃業や改業を選択せざるを得ない企業が増加する懸念があります。

それと、2番目の最低賃金を全国一律に改定するということも、大都市圏に比べ収益力が低い地方の中小企業では、一律の引上げが経営を直撃します。地域経済を疲弊させるリスクもあります。

そして、3番目の中小企業への賃金の支援策を抜本的に拡充強化するところも、補助金や助成金を拡充するとしても、財源や運用の面で恒久的な負担増を全て補うことは困難であります。根本的な解決にはなりにくいという視点がありますので、この意見書に対しては反対とさせていただきます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

続いて、賛成の討論はございませんか。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

委員（二家本 英生議員）

意見書第1号、最低賃金の引き上げと中小企業支援策の抜本的な拡充を求める意見書について、賛成の立場で意見を述べます。

物価高が長らく続き、国民の暮らしは大変厳しいものとなっています。2025年の最低賃金改定で最も高い東京の時給1,226円では、月約21万3,000円、年収は約256万円。最も低い県、高知県、宮崎県、沖縄県の時給1,023円では、月約17万8,000円、年収では約213万円となっていますが、これはあくまで年末年始、お盆、祝日などを省き、労働した結果の収入であります。

そこから社会保険料、税金などが引かれると、月15万3,000円から18万3,0

00円となります。ちなみに、大阪の年収は最低賃金を掛け合わせると約245万円となります。主文にもあるように、この賃金で果たして労働者の健康で文化的な最低限度の生活を確保することができるでしょうか。

全国一律で時給1,700円として計算すると、年収で約355万円となり、ようやく最低限度の暮らしができるのではないのでしょうか。

また、全国一律制度についてですが、都市部は物価が高いので高く設定されていますが、全労連の最低生計調査では、地方では住居費が安くても交通費が高いなどで、物価高騰の下では生活費は全国どこでも月額24万円、時給1,700円以上が必要だと明らかになっています。

また、国の中小企業の支援策は、先ほど補助も何もないとあったんですけど、国は一応支援策をやっております。使い勝手が悪いと言われております。各地の地方最賃審議会から意見が上がっております。なぜなら、支援の中心が業務改善助成金を中心であり、事業場内の最低賃金を一定額以上に引き上げた際、生産性の向上に資する設備投資の費用の一部を助成するという制度であります。赤字で設備投資のできない多くの中小企業には全く効果がありません。抜本的な改善を行うためには、大企業の内部留保に課税して、5年間で10兆円の財源を生み出し、中小企業への実効性のある直接支援を行うことであります。

以上の理由から、直ちに全国一律制度に改正し、最低賃金時給1,700円を目指し、中小企業の賃上げへの支援策を拡充強化することを求める意見書には賛成いたします。

中小企業で働く皆さんを支えるため、議員皆さんのご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に討論はございませんか。

反対討論。

8番（田辺 みき議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

田辺議員、どうぞ。

8番（田辺 みき議員）

最低賃金の引き上げと中小企業支援策の抜本的な拡充を求める意見書に対して、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、この時給を単純に1,700円まで、全国一律にして引き上げることに對して、それは必ずしも雇用される側にとっても雇用が守られることにつながるとは言えないと考えます。なぜならば、経営者側が単純にそれを上げることによって、同じ10人を雇っていたものを、経営の感覚からさらに人数を削減して、ちゃんと利益を図っていくというよ

うな方向に進めることも十分に考えられますし、単純に最低賃金を上げたからといって、さらに雇用がされる側の人数が減っていく、そして正社員もさらに派遣などに回して、単純に時間だけを稼ぐような働き方につながっていく人が増えていく可能性も十分あり得ます。

ですので、国が一律に事業者側に時給、最低賃金を命令というか義務化してすることに対しては、自由に資本主義の観点からも方向性が逆方向に行ってしまうと思います。ですので、反対として意見を述べさせていただきました。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより意見書第1号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の抜本的な拡充を求める意見書の提出についてを、起立により採決を行います。

意見書第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前川 和也議長）

起立少数であります。よって、意見書第1号は否決となりました。

議長（前川 和也議長）

日程第21 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議なしと認めます。

よって、総務事業常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（前川 和也議長）

日程第２２ 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第７４条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議なしと認めます。

よって、福祉文教常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第２３ 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第７４条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

本定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議長のお許しをいただき、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る３月２日より開会されました本定例会におきまして、ご提案をいたしました当初予算、私、町長に就任いたしました初めて編成いたしました当初予算を初めとする諸議案につきまして、慎重なご審議をいただき、ご賛同、ご可決を賜りまして、誠にありがとうございました。

本定例会や各委員会を通じまして頂きましたご意見やご要望につきましては、その趣旨を十分に尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃の影響が、原油価格の高騰など国民生活に影響が出始めています。爆撃で多くの命が亡くなっております。一日も早い外交的、平和的な解決を願うところでございます。

３月議会は今日で終わりますが、本町では水道企業団から北出配水場の施設整備事業と水道料金の前倒し値上げという提案がされており、それへの対応を４月中にしなければならないという問題がございます。本町にあります水道施設の南海トラフ巨大地震への備えを行いながら、料金改定はできるだけ抑制していくという対応が求められております。引き続き議員皆様とよく協議をいたしまして、しっかりと対応をしてまいりたいと考えております。

来月から新年度が始まります。４月１日からは役場の担当課の業務移管がございます。児童館とふれあいホールはこども課に、ふるさと納税は産業振興課に、情報処理ＤＸ業務は総務課に移管します。また、忠岡町が保有しております建築物のエージェント、土木関連業務につきましては、土木課を改編、発展させましたまちづくり課に技術職員を集約し、一括して業務を行います。それぞれの事業が大きく前進するように職員とともに努力してまいりたいと思います。

最後に、日に日に暖かくなり、穏やかな季節となつてまいりました。議員皆様方におかれましても、健康に十分ご留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上をもちまして、令和８年第１回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（「午後０時３４分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和8年3月25日

忠岡町議会議長 前 川 和 也

忠岡町議会議員 河 瀬 成 利

忠岡町議会議員 今奈良 幸 子